

各証明制度のメリットと留意点【日本から輸出する場合】

- EPA等に基づく原産地証明制度に関して、それぞれの主なメリットと留意点は以下の通りです。

証明制度	証明書類の取得方法	対象EPA等 (2025年1月時点)	メリットと留意点
第三者証明制度 (原産地証明書)	輸出締約国において権限ある <u>発給機関</u> に輸出者又は生産者が発給を依頼	CPTPP、日EU、 日英、日米貿易協定 <u>を除く</u> 全てのEPA	メリット : 発給機関が原産性を判断。 留意点 : 発給に費用及び時間を要する。
認定輸出者制度 (原産地申告)	輸出締約国において権限ある発給機関により認定された輸出者が書類を作成	日メキシコ、 日スイス、日ペルー、 RCEP	メリット : 認定後は輸出者自ら原産地申告を作成可能。 留意点 : 輸出国政府による認定を受ける必要。
自己申告制度 (原産品申告書)	(輸入者による自己申告) <u>輸入締約国の輸入者</u> が書類を作成	日豪、CPTPP、 日EU、日英、 日米貿易協定	メリット : 輸入者自ら原産品申告書を作成可能。 留意点 : 必要に応じ輸出者・生産者から輸入者に対して原産性の根拠となる情報提供を行う。
	(輸出者又は生産者による自己申告) <u>輸出締約国の輸出者</u> 又は生産者が書類を作成	日豪、CPTPP、 日EU、日英、 RCEP(豪州、NZ、 韓国間のみ)	メリット : 輸出者・生産者が発給機関から原産地証明書を取得する手間(費用・時間)が省ける。 留意点 : 輸入締約国から輸出国政府経由又は直接輸出者・生産者に対して事後確認が行われる。